

## ○浅麓汚泥再生処理センター管理規則

平成18年2月27日

規則第1号

改正 平成18年8月28日規則第3号

令和元年5月15日規則第1号

浅麓衛生センター管理規則（平成5年浅麓環境施設組合規則第2号）の全部を次のように改正する。

（主旨）

第1条 この規則は、浅麓環境施設組合施設設置条例（平成5年浅麓環境施設組合条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定により、浅麓汚泥再生処理センター（以下「センター」という。）の使用及び管理に関し必要な事項を定める。

（処理する廃棄物）

第2条 センターで処理する廃棄物は、し尿、し尿浄化槽汚泥、生ごみ類、下水道汚泥、その他浅麓環境施設組合長（以下「組合長」という。）が認めたものとする。

（使用者）

第3条 センターを使用できるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) し尿、し尿浄化槽汚泥にあつては、浅麓環境施設組合一般廃棄物処理に関する条例（平成5年浅麓環境施設組合条例第1号）第8条により許可を受けたもの。
- (2) 生ごみ類にあつては、組織市町自ら、若しくは組織市町の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を行うもので、組合長の承認を受けたもの。又は、組織する市町に住所を有する法人及び個人で、組合長の承認を受けたもの。
- (3) 下水道汚泥にあつては、構成市町自ら、若しくは組織市町の委託を受けて収集運搬を行うもの。

（受付時間及び休業日）

第4条 センターの受付時間及び休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、組合長が特に必要があると認めたときはこれを変更することができる。

- (1) 生ごみ類受付時間 平 日 午前9時から午後4時30分まで  
土曜日 午前9時から午前11時30分まで
- (2) その他の受付時間 平 日 午前8時から午後5時まで  
土曜日 午前8時から正午まで

(3) 休業日 日曜日及び国民の祝日

年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

（使用承認申請）

第5条 条例第4条第2項の規定による使用承認申請は、使用承認申請書（様式第1号）を組合長に提出しなければならない。

（使用承認証の交付）

第6条 組合長は、使用承認したときは使用承認証（様式第2号）を申請者に交付しなけ

ればならない。

(使用承認の取消等)

第7条 組合長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し若しくは使用を停止し、又はその使用条件を変更することができる。

- (1) 使用承認申請に偽りがあったとき。
- (2) 建物及び付属設備を損傷する恐れがあると認められたとき。
- (3) 施設管理上やむを得ない理由により特に必要があると認めたとき。

(手数料)

第8条 使用者は、浅麓環境施設組合手数料条例（昭和63年浅麓環境施設組合条例第6号）により手数料を納付しなければならない。

(運搬の方法)

第9条 使用者は、運搬にあたり指定された道路を利用すると共に飛散させたり悪臭を発生させないこと。

(遵守事項)

第10条 センターを使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、器具等を損傷若しくは汚染しないこと。
- (2) 指定された場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 備え付けの安全用具を使用すること。
- (4) 係員の指示に従うこと。

(検査等)

第11条 組合長は、水質検査等の依頼を受けたときは、検査を実施することができる。

2 検査料の額は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年8月28日規則第3号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（令和元年5月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式第1号

浅麓汚泥再生処理センター使用承認申請書（収集運搬許可業者用）

年 月 日

浅麓環境施設組合長 様

下記のとおり浅麓汚泥再生処理センターに搬入したいので、誓約書を添えて申請しますから承認下さい。

なお、事業所から排出される生ごみについては、分別の徹底を図るとともに、使用料の滞納のないよう、排出事業所に十分な説明を行ないます。

承 認 申 請 者	事業所名 (代表者名)				印
	住所				
	主な業務内容				
	電話番号				
	F A X				
	担当者名				
	収集運搬許可市町	小 諸 市	軽 井 沢 町	御 代 田 町	
	上記許可番号				
生ごみ搬入計画等	委託運搬事業所数	委託運搬事業所数	委託運搬事業所数		
	件	件	件		
	月平均搬入量	月平均搬入量	月平均搬入量		
	kg	kg	kg		

\*一般廃棄物収集運搬業許可証の写し添付

\*処理手数料（10kg当たり130円）は排出事業所へ組合より直接請求いたします。

承認年月日	年 月 日	承認番号	
組合処理欄			

構成市町確認欄	
---------	--

様式第1号（小諸市・御代田町）

浅麓汚泥再生処理センター使用承認申請書（排出事業者用）

年 月 日

浅麓環境施設組合長 様

下記のとおり浅麓汚泥再生処理センターを使用したいので、誓約書を添えて申請しますから承認下さい。

なお、事業所から排出される生ごみについては、分別の徹底を図るとともに、使用料の滞納なく納入いたします。

承認申請者	事業所名 (代表者名)			印
	住所			
	主な業務内容			
	電話番号			
	F A X			
	担当者名			
生ごみ月平均搬入量				kg
収集運搬委託業者名			自己搬入 ○印	

\* 自己搬入の処理料金は、原則現金払。

\* 現金払ができない事業所については、原則口座振替払。

\* 収集運搬委託した場合は、翌月末までに原則口座振替払。

承認年月日	年 月 日	承認番号	
組合処理欄			

構成市町へ報告	報告処理年月日	年 月 日
---------	---------	-------

様式第1号（軽井沢町）

【軽井沢町経由】

浅麓汚泥再生処理センター使用承認申請書（排出事業者用）

年 月 日

浅麓環境施設組合長 様

下記のとおり浅麓汚泥再生処理センターを使用したいので、誓約書を添えて申請しますから承認下さい。

なお、事業所から排出される生ごみについては、分別の徹底を図るとともに、使用料の滞納なく納入いたします。

承認申請者	事業所名 (代表者名)			印
	住所			
	主な業務内容			
	電話番号			
	F A X			
	担当者名			
生ごみ月平均搬入量		kg		
収集運搬委託業者名			自己搬入 ○印	

\* 自己搬入の処理料金は、原則現金払。

\* 現金払ができない事業所については、原則口座振替払。

\* 収集運搬委託した場合は、翌月末までに原則口座振替払。

軽井沢町確認年月日	年 月 日
軽井沢町処理欄	

\* 軽井沢町の確認なきものは組合の受付はできません。

承認年月日	年 月 日	承認番号	
組合処理欄			

様式第2号

浅麓汚泥再生処理センター使用承認証		
承認番号		
事業所名 (個人名)		
承認年月日	年 月 日	承認済
有効期限	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
有効期限	年 月 日	

\*特別な事由がない場合有効期限は2年間

## 別表

## 検 査 料 金 表

(1検体あたり)

検 査 項 目	料 金 (円)	検 査 項 目	料 金 (円)
水素イオン濃度指数	200	色 度	500
化学的酸素消費量	1,500	透 視 度	200
生物的酸素消費量	2,200	大 腸 菌 群 数	800
懸 濁 物 質	600	温 度	—
塩 素 イ オ ン	1,000	溶 存 酸 素	500
亜 硝 酸 イ オ ン		へ キ サ ン	2,000
りん 酸 イ オ ン		残 留 塩 素	200
硝 酸 イ オ ン		酸 素 消 費 速 度	1,000
フ ッ 素 イ オ ン		全 蒸 発 残 留 物	600
ナトリウムイオン		1,000	強 熱 減 量
アンモニウムイオン	銅		1,300
カリウムイオン	亜 鉛		1,300
マグネシウムイオン	鉛		1,300
カルシウムイオン	カ ド ミ ウ ム		1,300
全 窒 素	1,300	全 ク ロ ム	1,300
有 機 性 窒 素	1,300	水 銀	1,000
全 り ん	1,300		